

## 理事・監事選挙のお知らせ

公益社団法人全日本不動産協会山形県本部、公益社団法人不動産保証協会山形県本部および一般社団法人全国不動産協会山形県本部（以下「当本部」という。）において、理事・監事選挙を次のとおり実施しますので、お知らせします。

### 1. 理事・監事数

理事 7名（村山エリア3名、置賜エリア2名、庄内エリア2名を定数とします。）

監事 2名（エリアは問いません。）

### 2. 理事・監事の任期

今回の理事・監事選挙の2年後に実施される理事・監事選挙終了時まで。

### 3. 理事・監事立候補の受付期間

令和3年4月1日（木）から令和3年4月8日（木）まで。

※届出期限後の消印で配達された場合又はFAX送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

### 4. 立候補の届出先

当委員会に届け出ていただきます。

当委員会の所在地は、以下のとおりです。

〒990-0023

所在地 山形県山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館6階  
公益社団法人全日本不動産協会山形県本部  
理事・監事選挙管理委員会

### 5. 理事・監事立候補の資格要件

- 1) 役員候補者名簿を提出する日を基準として過去5年間のうちに定款、諸規程、県本部規則に反する行為がないこと。
- 2) 正社員（法人にあってはその代表者1名。）で会員歴5年以上である。
- 3) 役員候補者名簿を提出する日を基準として過去5年間のうちに宅地建物取引業法に違反する行為がないこと。
- 4) 正当な理由なく、苦情申し出及び差押が継続していないこと。
- 5) 過去において、宅地建物取引業者並びに会員として不正又は不当な行為がないこと。
- 6) 初めての候補者については、役員（県本部）経験を5年以上有する正会員2名より推薦を受けるもの、及び活動実績を勘案し精査すること。
- 7) 選考候補者については、前任期間中における会議等の出席状況及び活動実績を勘案する。
  - ① 過去3回の通常総会に原則として連続出席していること。
  - ② 過去3年間の法定研修会の出席率が60%以上であること。（理事・監事以外の正会員）

③ 理事の場合、理事会の出席率が80%であること。（理事・監事の場合）

- 8) 役員候補者名簿を提出する日を基準として過去5年間のうちに「地方本部による綱紀処分」に基づき処分されていないこと。
- 9) 経営的知識を有し、熱意と意欲を持って協会運営に取り組むもの。
- 10) 法令等の規定に基づく欠陥理由に抵触しないもの。
- 11) 会費未納が無く、年会費を年度内に納入しているもの。
- 12) 個人営業の場合は、宅地建物取引士であること。
- 13) 会の秩序及び団結を乱す行為がないもの。
- 14) 過去に任期途中で役員及び理事を辞任した事がないもの。
- 15) 選任時において満75歳以下であること。
- 16) 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属または関係していないこと。

### 6. 理事・監事立候補の方法

- (1) 理事・監事に立候補される方は、所定の「理事・監事立候補届出書」に必要事項を記載し、所定の「理事・監事推薦状」（当本部に所属する正会員2名以上の推薦が必要となります。）を添付して、持参又は郵送してください。  
所定の届出様式については、当本部ホームページよりダウンロードしていただくか、当本部までご請求ください。
- (2) 届出期限後の消印で配達された場合又はFAX送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

### 7. 理事・監事立候補者の資格審査等

提出のあった理事・監事立候補者の資格審査等は厳正に行います。万が一事務的な書類不備が発見された場合は、本人あてに通知し修正を求めることがあります。  
資格審査の結果、立候補者が被選挙権を有していないと判断した場合は、理由を示して通知します。

### 8. その他

- (1) 理事・監事選挙に関し選挙管理委員会は、透明性、公平性及び公正性の確保を図る観点から必要な職務運営を行う場合があります。
- (2) 各エリアで定数以上の立候補者があった場合、山形県本部総会時に全エリア出席正会員（委任状含む）によりエリア毎に選挙を実施します。
- (3) 理事・監事立候補等に関する電話でのお問い合わせは、聞き間違い等の事故を避けるためご遠慮いただくようお願いします。

令和3年4月1日

公益社団法人全日本不動産協会山形県本部  
公益社団法人不動産保証協会山形県本部  
一般社団法人全国不動産協会山形県本部  
役員選挙管理委員会委員長 富樫充正